

藤枝市建設工事労務費ダンピング調査実施マニュアル

1 目的

地域とともに、建設産業が持続していくためには、適正な労務費等の確保と全従事者への適正な賃金の行き渡りの徹底等により建設従事者の処遇を改善し、担い手を確保していく必要がある。

令和7年 12 月、第三次担い手3法が全面施行され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)第 12 条及び第 13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳(以下「工事費内訳書」という。)を提出し、発注者は提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならない旨が規定された。

本マニュアルは、入契法第 13 条の規定に基づき、工事費内訳書の内容を確認し、労務費等の適正性を把握するために実施する労務費ダンピング調査について、その実施方法その他必要な事項を定めるものである。

2 調査対象工事

労務費ダンピング調査の対象は、入札により発注する建設工事(※随意契約により発注する工事は除く)とする。

対象工事については、入札公告や入札説明書等に、労務費ダンピング調査の対象であること、一定水準を下回った場合に理由書の提出を求めること、正当な理由なく理由書を提出しない場合は入札条件に違反したものとして当該入札を無効とすることを記載する。

○ 工事費内訳書

入契法第 12 条及び入契法施行規則第1条等において、工事費内訳書に記載する経費として、以下が規定されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 材料費② 労務費③ 法定福利費の事業主負担額④ 建退共制度の掛金⑤ 安全衛生経費 |
|--|

本市においては、「建設工事入札における工事内訳書への労務費等の記載について(通知)」(令和8年3月 24 日付け藤契第 61 号)により、令和8年4月1日以降、入札手続を開始する案件から、上記経費を記載した工事費内訳書の提出を求めている。

3 調査方法

(1) 工事費内訳書の確認

ア 調査対象者

落札候補者を調査対象者とし、事後審査と並行して調査を行う。なお、低入札価格調査制度の対象となる工事については、必要に応じて、低入札価格調査と労務費ダンピング調

査を並行して実施することができる。

イ 確認方法

調査対象者が提出した、工事費内訳書に記載された直接工事費が、ウの一定水準を下回るか確認する。

ウ 一定水準

(土木工事)

一定水準 = 予定価格算定上の直接工事費 × 0.97

(建築工事 ※一般工事)

一定水準 = 予定価格算定上の直接工事費 × 0.97 × 0.9

(建築工事 ※昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事)

一定水準 = 予定価格算定上の直接工事費 × 0.97 × 0.8

※再度入札(第2回)を行った場合であっても、当初入札(第1回)時に提出された工事費内訳書により確認する。

(2) 一定水準を下回った理由の確認

ア 理由書の提出

(1)の確認により、工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回ることを確認した場合、調査対象者に対し、「労務費ダンピング調査対象者通知」(様式第1号)により、当該労務費で入札した理由を記載した「理由書」(様式第2号)の提出を求める。この場合、理由書の確認が完了するまでの間、当該調査対象者について落札決定を行わない。

イ 理由書の提出期限

理由書の提出期限は、「労務費ダンピング調査対象者通知書」(様式第1号)に記載するものとし、通知の日から概ね2日程度(土日祝日等を除く。)とする。

ウ 提出期限までに理由書の提出がない場合

提出期限までに理由書の提出がない場合は、電話等により提出を促すものとし、必要に応じて再度提出期限を指定するものとする。

エ 市が指定又は再度指定した提出期限までに理由書の提出がない場合

調査対象者が、正当な理由なく、市が指定し、又は再度指定した提出期限までに理由書を提出しない場合は、入札公告や入札説明書等に定める入札条件に違反したものとして、当該入札を無効とし、当該調査対象者を落札者とししない。この場合、次順位の落札候補者について、必要な審査及び調査を行うものとする。

オ 理由の確認

調査対象者から提出された理由書について、契約検査課長、工事発注担当課長等が、以下により合理性を判断する。

なお、理由書の内容を確認するため必要があると認めるときは、調査対象者に対し、追加資料の提出又はヒアリングを求めるものとする。

但し、調査対象者が、正当な理由なく追加資料の提出又はヒアリングに応じない場合は、既に提出された理由書その他確認可能な資料に基づき合理性を判断するものとする。

- ・中央建設業審議会が作成・勧告した「労務費に関する基準」を踏まえ、労務費が適切に考慮されているか。(直接工事費は一定水準を下回るが労務費は基準を確保している

等)

- ・本市の予定価格算定に用いた積算基準、県公表の標準積算基準、公共工事設計労務単価等を踏まえ、職種、工種、地域、施工条件等に齟齬のない想定で労務費を算出しているか。
- ・労務単価については最新の公共工事設計労務単価等を踏まえた水準を確保しつつ、工事の規模、自社の施工実績、新技術・新工法の採用等により施工効率が高く、労務費全体の縮減が図られているなど、入札した労務費の額について相応の理由があるか。

【合理的な回答例】

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法(又は新技術・新工法)、ICT施工等での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請予定業者からの見積りの一部が材工一式となっており、下請分の労務費を分離して計上することが困難であった。(注: 下請予定業者からの見積りが材工一式であり、労務費の分離計上が困難であることを理由とする場合であっても、当該見積額が著しく低額でないこと、下請予定業者に対して労務費等の減額を求めていること、法定福利費等の必要経費を不当に削減していないこと等の確認を要する)

※上記の回答例は、合理的な理由となり得る例を示したものであり、当該記載があることのみをもって直ちに合理的な理由があると判断するものではなく、個々の状況等を踏まえ、個別に合理性を判断するものとする。

【非合理的な回答例】

- ・下請予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・合理的な理由なく、最新の公共工事設計労務単価等を踏まえずに労務費を算出した。
- ・下請予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。

カ 合理的な回答が得られなかった場合の対応

合理的な回答が得られた場合は、確認結果を記録した上で調査終了とする。この場合、調査対象者への個別の結果通知は要しない。

合理的な回答が得られなかった場合、調査対象者に「要請書」(様式第3号)を発出し、国土交通省中部地方整備局に情報提供を行うものとする。なお、合理的な回答が得られな

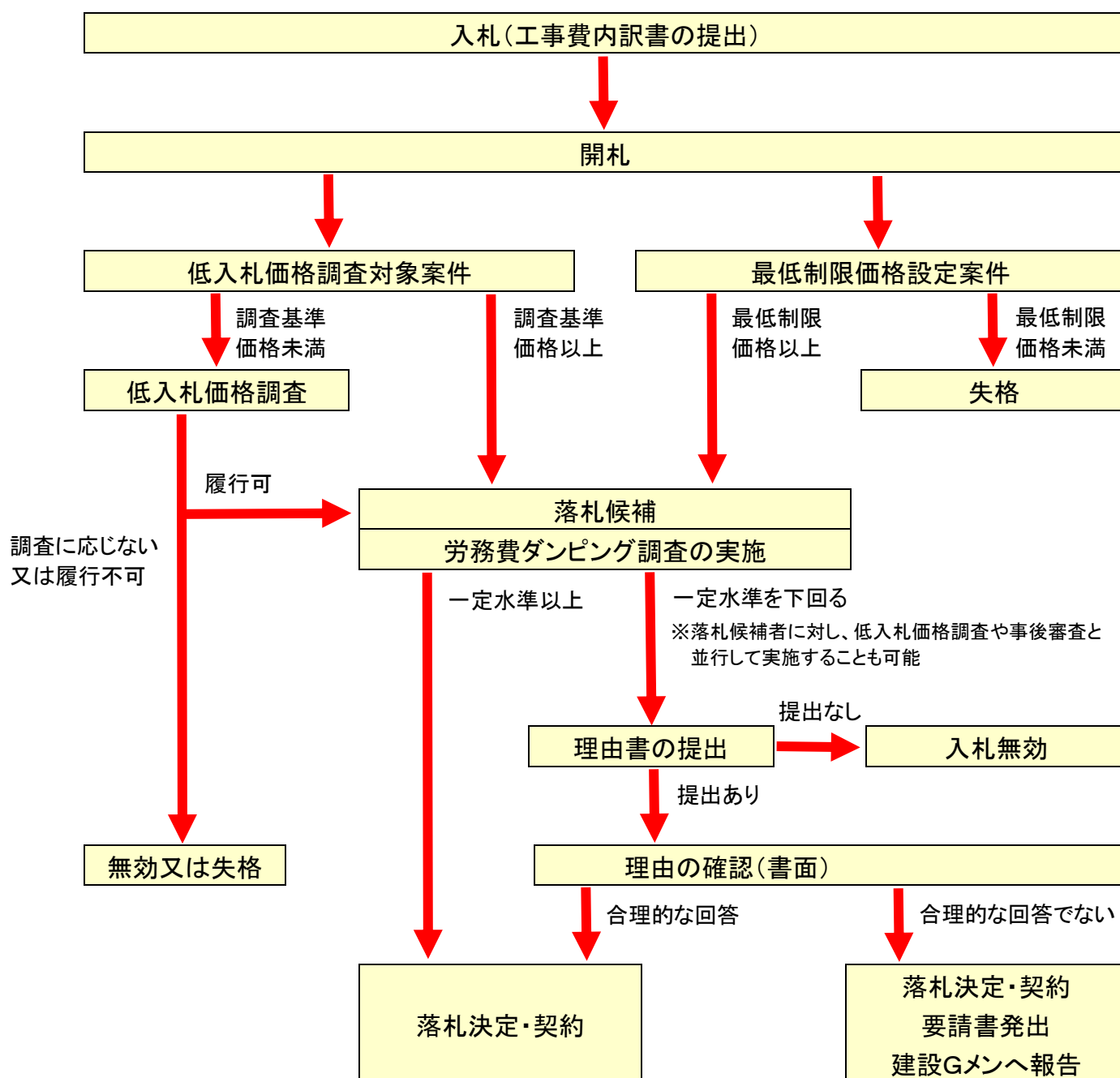
かった場合であっても、労務費ダンピング調査の結果のみをもって当該調査対象者を落札者とししないものではない。

ただし、低入札価格調査制度、最低制限価格制度その他の入札契約関係規程により落札者とししない場合は、この限りでない。

附 則

このマニュアルは、令和8年 10 月 1 日以降、入札手続を開始する案件から施行する。

(参考1) 労務費ダンピング調査の流れ



(参考2-1)工事費内訳書(土木)

発注者名 _____ 様

住 所

商 号

代表者

印

工 事 費 内 訳 書 (土木)

入札番号 第 号 建設工事名 _____

(単位：円)

区 分	工 種	金 額	区 分	工 種	金 額
直接工事費					
			直接工事費計		
			共通仮設費 現場管理費 一般管理費		
			合 計		

※工事費のうち材料費、労務費等

材料費 _____ 円

労務費 _____ 円

法定福利費の事業主負担額 _____ 円

建退共制度の掛金 _____ 円

安全衛生経費 _____ 円

備考

- 1 設計書に計上されている工種についてのみ記載すること。
- 2 記載欄が足りない場合は、別紙を追加すること。
- 3 合計は、第1回目の入札書に記載した金額と一致していること。

(参考2-2)工事費内訳書(建築)

発注者名 _____ 様

住 所

商 号

代表者

印

工 事 費 内 訳 書 (建築)

入札番号 第 _____ 号 建設工事名 _____

(単位：円)

名 称	種 目	金 額	名 称	工 種	金 額
直接工事費			共 通 費	共通仮設費 現場管理費 一般管理費	
			合 計		

種目別内訳表

種 目	科 目	金 額	種 目	科 目	金 額

※工事費のうち材料費、労務費等

材料費 _____ 円

労務費 _____ 円

法定福利費の事業主負担額 _____ 円

建退共制度の掛金 _____ 円

安全衛生経費 _____ 円

備考

- 1 設計書に計上されている種目及び科目について記載すること。
- 2 種目別内訳表には、種目ごとの小計を記載すること。
- 3 記載欄が足りない場合は、別紙を追加すること。
- 4 合計は、第1回目の入札書に記載した金額と一致していること。

様式第1号

労務費ダンピング調査対象者通知書

年 月 日

(調査対象者) 様

藤枝市長

貴社が提出した工事費内訳書に記載の直接工事費が一定水準を下回っていることを確認したため、貴社に対し労務費ダンピング調査を実施するので通知します。

つきましては、下記2の期限までに別添の理由書を提出してください。

なお、正当な理由なく指定期限までに理由書を提出しない場合は、入札公告や入札説明書等に定める入札条件に違反したものとして、当該入札を無効とし、落札者としません。

記

1 工事名等

「記載例： 入札番号、工事名」

2 理由書提出期限日及び提出場所

「記載例： 年 月 日() 時までに書面により契約検査課に提出すること。」

担 当:

電話番号:

メー ル:

様式第2号

年 月 日

藤枝市長 宛

住所
商号又は名称
代表者名

理由書

下記工事の入札において提出した工事費内訳書について、当該直接工事費で入札した理由は、以下のとおりです。

記

1 工事名等

「記載内容:入札番号、工事名」

2 理由

「記載内容:工事費内訳書に記載した「直接工事費における労務費等」の算出根拠が確認できるよう、個々の状況を踏まえて、合理的な理由を具体的に記載」

※「施工効率が良い」「自社努力による」「下請見積による」等の抽象的又は一般的な記載のみでは、合理的な理由として認められない場合があります

※必要に応じて、追加資料の提出又はヒアリングを求める場合があります

第 号
年 月 日

(調査対象者) 様

藤枝市長

要請書

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

1 工事名

2 指摘事項

工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回ったため、労務費の算出根拠等を確認したところ、十分な労務費を考慮した入札であると判断できる合理的な理由が示されなかった。

3 要請事項

今後の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。また、本工事の施工に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人及び技能労働者に対して適正な労務費等が確保されるよう努めること。

担 当:
電話番号:
メー ル:

様式第4号

第 号
年 月 日

国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課 御中

藤枝市長

労務費ダンピング調査に係る情報提供について(通知)

本市発注工事に係る入札において、落札候補者から提出された工事費内訳書を確認したところ、直接工事費が本市の定める一定水準額を下回ったため、労務費等へのしわ寄せの有無を確認するため、当該落札候補者に理由書の提出を求めました。

提出された理由書の内容を確認した結果、直接工事費が一定水準額を下回ることについて合理的な理由が確認できなかったため、下記のとおり情報提供します。

記

1 通報者

- (1) 発注機関名:
- (2) 担当部局名:
- (3) 担当者氏名:
- (4) 連絡先:

2 該当する入札参加者

- (1) 商号又は名称:
- (2) 主たる事務所の所在地:
- (3) 代表者の氏名:
- (4) 建設業の許可番号:

3 該当する工事

- (1) 工事名:
- (2) 入札日:
- (3) 入札方式:
- (4) 予定価格(税込): 円
- (5) 予定価格(税抜): 円
- (6) 入札金額(税込): 円
- (7) 入札金額(税抜): 円
- (8) 応札率: %

4 労務費ダンピング調査の内容

- (1) 工事区分： 土木工事 / 建築工事 / 解体工事 / その他()
- (2) 労務費ダンピング調査における一定水準の考え方：
- (3) 予定価格算定上の直接工事費： 円
- (4) 一定水準額： 円
- (5) 落札候補者提出の内訳書における直接工事費： 円
- (6) 一定水準額との差額： 円
- (7) 一定水準額に対する割合： %
- (8) 理由の確認の結果：

提出された理由書の内容を確認したが、直接工事費が一定水準額を下回ることに
ついて合理的な理由を確認できなかった。

5 添付資料

- (1) 理由書の写し
- (2) 工事費内訳書の写し
- (3) 金入設計書
- (4) 質問書(回答含む)
- (5) 公告時の特記仕様書
- (6) 公告時の現場説明書
- (7) その他参考資料

この様式は、必要に応じ、適宜修正して使用することができる。